

認知症対応型共同生活介護 しょうぶの郷

重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業主体名	本荘久寿会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	佐藤 大
所在地	由利本荘市浜三川字小山口 2 0
法人の理念	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的な環境の中で日常のお世話をする 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める 3 個別の介護計画に基づき、利用者が必要とする適切なサービスを提供する 4 地域社会と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受ける事ができる様に努める 5 利用者への支援を通して社会へ貢献する
他の介護保険関連の事業所	<p>第一種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 特別養護老人ホームひまわり (ロ) 特別養護老人ホームあじさいの郷 (ハ) ケアハウスひまわり <p>第二種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 介護老人保健施設ひまわりの里 (ロ) 老人デイサービス事業 ひまわり (ハ) 老人短期入所事業 ひまわり (ニ) ショートステイ ケアステーション ゆうゆう (ホ) デイサービス ケアステーション ゆうゆう (ヘ) 認知症対応型共同生活介護事業所 望海の家 居宅介護支援事業所 ゆうゆう
他の介護保険以外の事業	なし

2. ホームの概要

ホーム名	グループホームしょうぶの郷
ホームの目的	認知症によって自立した生活が困難な利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行う事により、安心と尊厳と潤いのある生活を地域共生の理念のもと、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立してその人らしい生活を営むことができるように、寄り添った介護をする事を目的とする。
ホームの運営方針	当ホームにおいて提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、居宅介護支援事業者、その他保険医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受ける事が出来るように努める。
ホームの責任者	佐藤 一美
開設年月日	平成22年12月 1日
保険事業者指定番号	0590500096
所在地	秋田県由利本荘市石脇字尾花沢 57-22
電話・FAX 番号	Tel 0184 - 23 - 8880 Fax 0184 - 23 - 8881
交通の便	J R羽後本荘駅よりタクシーで 15 分 羽後交通バス ⇒ 田頭バス停下車 3分
敷地概要（権利関係）	面積 1727.09 m ²
建物概要（権利関係）	鉄筋コンクリート造 延べ面積 1239.56 m ²
居室の概要	一室あたりの居室面積 11.37 m ² （押入れ、入り口を含む） 床暖房及び冷暖房エアコン完備 床はフローリング ベッドの設置
併用施設	なし
緊急対応方法	入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が発生した時は、家族に緊急連絡をするとともに、速やかに主治医又は協力医療機関との連携をとり、適切な処置を講じます。
事故発生時の対応	サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、サービスの提供より賠償すべき事故が発生した場合は損害

	<p>賠償を速やかに行います。</p> <p>※【賠償責任】介護サービス提供上、不可抗力に生じた損害、事故の補償については、利用者・施設双方で協議することとする。</p>
衛生管理	<p>当事業所サービスを提供する必要な設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意します。</p>
感染症予防対策	<p>当施設は感染対策委員会を設置し、感染症の予防及びまん延の防止に努めると共に、指針を整備し、感染症対策マニュアルに従い適切な対応をいたします。</p>
防犯防災設備 避難設備等の概要	<p>防犯：各玄関のインターホンはカメラ付きで外部からの来訪者をチェック出来、又、居室の外部には赤外線センサーがあり、外部からの侵入が監視出来ます。</p> <p>防災：火災報知器、粉末消火器、誘導灯、非常灯、防犯扉の設置</p> <p>避難：万が一の場合には入居者が非難出来るよう、ホームには 3 箇所の避難口を設けています。</p>
非常災害対策	<p>別途定める当施設の消防計画・津波発生時の避難確保計画にのっとり対応を行います。</p> <p>別途定める当施設の消防計画にのっとり年 2 回夜間及び日中を想定した避難訓練を利用者参加の元実施します。</p> <p>津波発生時の避難訓練を年 1 回実施します。</p>
業務継続計画	<p>当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
地域との連携	<p>地域との連携等、当施設はその運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。</p> <p>運営推進会議（利用者、利用者家族、地域住民の代表者、当施設が所在する地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される協議会）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し提供している当施設のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表します。</p>
損害賠償責任保険加入先	<p>株式会社 損害保険ジャパン</p>
個人情報保護	<p>本施設の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報の取り扱いについては、法人が別途定める個人情報保護に関する諸規定に基づき取り扱うものとします。</p>

3. 職員の職種及び員数

当施設の職員の職種及び員数は次のとおりであり、必要職については法令の定めるところによります。

- (1) 管理者 1人（計画作成担当者、介護職員兼務）
- (2) 計画作成担当者 1人（管理者、介護職員兼務）
- (3) 看護職員 0人
- (4) 介護職員 7人以上（夜間及び深夜勤務職員を含む、内1名管理者・計画作成担当者）

4. 勤務体制

昼間の体制	3人以上	A（早番）	6時30分	～	15時30分
		B（日勤）	8時30分	～	17時30分
		C1（遅番）	10時00分	～	19時00分
		C3（遅番）	13時00分	～	22時00分
夜間の体制	1人	D2（夜勤）	21時40分	～	6時40分

5. 利用状況

利用者数	定員9人（ユニット数：1ユニット）総定員 9人
------	-------------------------

6. ホーム利用にあたっての留意事項を下記の通りとする。

- 面会は……………午前9時から午後9時まで。
- 消灯時間は……………入居者の判断による。
- 外出・外泊は……………事前に届出をし、管理者の許可を得る。
- 飲酒は……………職員の指示に従う。
- 喫煙は……………禁煙する。
- 火気の取り扱いは……………火災防止のため、禁止する。
- 設備・備品の利用は……………整理整頓をし、大切に使用するものとする。
- 所持品・備品の持ち込みは……………その都度、管理者の許可を得ること。
- 金銭・貴重品の管理は……………高額の現金、貴重品の持ち込みは禁止。
- 外泊時等の施設外での受診は……………受診した場合は必ず施設に連絡をとる。
- 宗教活動は……………禁止する。
- ペットの持ち込みは……………禁止する。
- 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の営利活動」は禁止する。
- 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ハラスメント行為 ………………家族等も含めて他の利用者及び職員に対し、一般的にハラスメントとみなされる言動はご遠慮ください。

7. 利用料支払いについて

利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別表に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、家賃、食費、水道、光熱費等、その他の費用等利用料を、別表に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (3) 月の途中における入居または退居については日割り計算とする。
- (4) 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金、銀行口座振込または預金口座振替によって指定期日までに受けるものとする。
- (5) 介護サービス費が法定代理受領サービスに該当しない場合は、全額負担とする。

8. 身体拘束廃止の取り組みについて

事業者は、サービスの提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

9. 虐待の防止のための措置に関する事項について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待の防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者（管理者）を置く。
- 2 当施設は、サービス提供中に、当施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

10. 協力医療機関

協力医療機関名	由利組合総合病院 由利本荘市川口字家後 3 8 TEL0184-27-1200
---------	--

診療科目	内科、精神科、循環器科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、その他
協力医療機関名	さとうハートクリニック 由利本荘市石脇字田尻野 6-53 TEL0184-23-8600
診療科目	内科、循環器科

1 1. 苦情申立窓口

【ご利用者ご相談窓口】	ご利用時間	平日	午前8時30分～午後5時30分
【当ホーム】	ご利用方法	電話	0184-23-8880
		FAX	0184-23-8881
		面接	しょうぶの郷
○苦情解決責任者	管理者	佐藤	一美
○苦情受付窓口（担当者）	介護リーダー	今野	里佳

1 2. 【行政機関等苦情受付窓口】

- ◇秋田県福祉サービス 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階
相談支援センター 電話 018-864-2726
- ◇秋田県国民健康保険 秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館4階
団体連合会 電話 018-883-1550
- ◇福祉保健部 秋田県由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市役所1階
長寿支援課 電話 0184-24-6323
- ◇広域市町村圏組合 秋田県由利本荘市尾崎17番地 本荘由利広域行政センター内
電話 0184-24-3347

【第三者委員】

- ◇弁護士 塚本 祐文（塚本法律事務所） 電話 0184-22-3321
- ◇委員 高橋 金一 電話 0184-33-2494
- ◇委員 高橋 美貴子 電話 090-7932-0260
- ◇委員 齊藤 久子 電話 0184-24-3464
- ◇委員 猪股 健一 電話 0184-29-2232

別表

(1) 【保険給付の自己負担額】

	【1割負担】	【2割負担】	【3割負担】
要支援2	761円/日	1,522円/日	2,283円/日
要介護1	765円/日	1,530円/日	2,295円/日
要介護2	801円/日	1,602円/日	2,403円/日
要介護3	824円/日	1,648円/日	2,472円/日
要介護4	841円/日	1,682円/日	2,523円/日
要介護5	859円/日	1,718円/日	2,577円/日

(2) 加算料金

《利用者負担割合1割の場合》

- 初期加算：入居後30日間は、1日につき30円が加算されます。
- サービス提供体制強化加算（I）：1日につき22円が加算されます。
- 若年性認知症利用者受入加算：若年性認知症利用者には、1日につき120円が加算されます。
- 介護職員等処遇改善加算（I）：所定単位数にサービス別加算率(18.6%)を乗じた単位数が加算されます。
- 入院時費用
ア 入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合は、1月に6日を限度として、1日につき246円が加算となります。
イ 医療機関に1カ月以上入院した後、退居して再入居した場合も初期加算の算定となります。

※《利用者負担割合が2割負担対象者の加算料金は、2割となります。》

※《利用者負担割合が3割負担対象者の加算料金は、3割となります。》

※体験入居を希望される場合は、全額負担とします。

※介護サービス費が法定代理受領サービスに該当しない場合は、全額負担とします。

(3) 施設利用料

家賃 39,000/月(月途中入居及び退居の場合は日割計算)
食費 1食あたり・・・朝食350円 昼食500円 夕食450円
(1日あたり 1,300円)

水道・光熱費等 25,500/月(月途中入居及び退居の場合は日割計算)

【日割計算式】(当該月の利用日数÷当該月の総日数)×利用料(家賃及び水道・光熱費等)

注:小数点以下四捨五入

(4) その他の料金 (自己負担分)

- ・預り金管理手数料 30円 (1日あたり)
- ・テレビ(電気代) 30円 (1日あたり)

- ・電気毛布（電気代）20円（1日あたり）

オムツ代・医療費（診療・薬代など）にかかる費用

個人で使用する日用品費、買い物などにかかる費用

洗濯代（下着、普段着、寝具類等は水道・光熱費等を含む）

但し、クリーニング店等に依頼する物に付いては実費

制定日	H22年	12月	1日
改定日	H23年	5月	1日
改定日	H24年	4月	1日
改定日	H25年	8月	1日
改定日	H26年	4月	1日
改定日	H26年	5月	1日
改定日	H27年	4月	1日
改定日	H27年	6月	1日
改定日	H27年	8月	1日
改定日	H27年	11月	1日
改定日	H29年	4月	1日
改定日	H29年	9月	1日
改定日	H30年	4月	1日
改定日	H30年	7月	1日
改定日	H30年	8月	1日
改定日	H31年	4月	1日
改定日	R1年	10月	1日
改定日	R2年	5月	1日
改定日	R3年	3月	1日
改定日	R3年	4月	1日
改定日	R4年	10月	1日
改定日	R6年	4月	1日
改定日	R6年	6月	1日

私は、本重要事項説明書について、本人及び利用者代理人（身元保証人）に説明し、
交付いたしました。

令和 年 月 日
説明者 氏 名

事業者 住所 秋田県由利本荘市浜三川小山口 20 番地
事業者名 社会福祉法人本荘久寿会
理事長 佐藤 大

事業所 住所 秋田県由利本荘市石脇字尾花沢 5 7 - 2 2
事業所名 グループホームしょうぶの郷
管理者 佐藤 一美

私及び利用者代理人(身元保証人) は、本書面に基づいて事業所から上記重要事項の
説明を受け、同意し本書面を受領しました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏 名

利用者代理人 住所
(身元保証人)
氏 名